

令和5年度指定管理者運営状況検証シート

1 施設名等

令和6年3月31日現在

施設名 (設置年月日)	愛媛県視聴覚福祉センター (平成7年11月1日)	所在地 電話番号	愛媛県松山市本町六丁目11番5号 089-923-9093 https://sityoukaku.pref.ehime.jp/index.php			
県所管課	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課	指定管理者の名称	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団			
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)	利用料金制	○	あり		なし

2 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	視聴覚障がい者の自立と社会参加を一層促進するため、総合的な福祉サービスの拠点となるような複合施設として、視聴覚障がい者への情報提供や各種訓練、ボランティアの養成、文化活動の支援等を行う。	施設の外観
施設内容	多目的ホール、和室、調理実習室、ビデオ製作室、ビデオ放送室、ビデオ貸出利用室、情報機器利用室、試写室、点字出版物製作室、日常生活訓練室、会議室、研修室、居室(5室)、浴室、書庫、録音室、点字図書放送室、閲覧室、聴読室、プリント室、教室、ボランティアルーム、言語学習室、相談室、食堂、厨房、医務室、太鼓練習室・言語聴覚訓練室、駐車場(14台)等	
指定管理者が行う業務	①視聴覚福祉センターの事業の実施に関する業務 ②視聴覚福祉センターの利用の許可に関する業務 ③視聴覚福祉センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ④視聴覚福祉センターの利用の促進に関する業務 ⑤視聴覚福祉センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務	
施設の管理体制	所長(1) 総務課長 (所長兼務) 支援課長 視覚障がい支援係長 (支援課長兼務) 聴覚障がい支援係長 (1) 事務員(4) (内3名法人他施設と兼務) 主査(1) 看護師(1)(法人他施設と兼務) 時間雇用職員(2) 主任支援員(1) 支援員(3)(内1名法人他施設と兼務) 事務員(1) 嘱託業務員(3) 日々雇用職員(3) 支援員(2) 言語聴覚士(2) (内1名法人他施設と兼務) 嘱託業務員(1)	

3 検証のための指標の推移

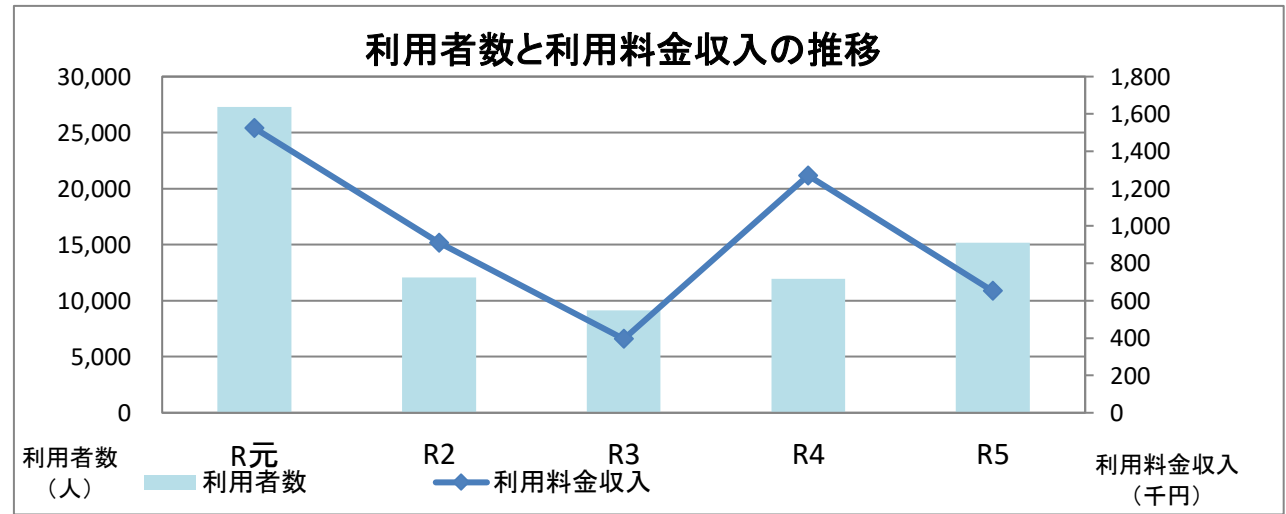
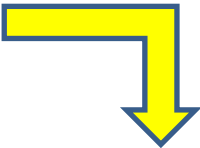
(1)利用者数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年 間 利 用 者 数	27,277 人	12,082 人	9,151 人	11,935 人	15,180 人

(2)収支状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入 (A)	109,427 千円	108,831 千円	108,316 千円	111,510 千円	111,041 千円
委 託 料	107,881 千円	107,921 千円	107,921 千円	108,130 千円	110,369 千円
委 託 料 (補 正 額) ※	22 千円	0 千円	0 千円	1,146 千円	－ 千円
利 用 料 金 収 入	1,524 千円	910 千円	395 千円	1,270 千円	652 千円
そ の 他 収 入	0 千円	0 千円	0 千円	964 千円	20 千円
支 出 (B)	109,427 千円	108,831 千円	108,316 千円	111,510 千円	111,041 千円
事 業 費	8,793 千円	9,023 千円	6,702 千円	9,407 千円	7,374 千円
維 持 管 理 費	10,157 千円	9,540 千円	11,652 千円	9,728 千円	10,535 千円
人 件 費	79,588 千円	80,179 千円	79,085 千円	80,674 千円	81,218 千円
そ の 他 支 出	10,889 千円	10,089 千円	10,877 千円	11,701 千円	11,914 千円
収 入 (A) － 支 出 (B)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

(※)新型コロナウイルスの影響等により、補正予算で増額した委託料を記載



(※2)収支状況に大きく影響を及ぼした要因があった場合、その内容

4 管理運営の評価

(1)提供サービスや利便性の向上のための取組み

指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
○元年度より続く新型コロナウイルス感染症拡大も落ち着き、貸館業務や各種事業の制限も緩和され利用者数も徐々に回復傾向にあった。 サーマルカメラ及び手指消毒剤などを活用し、感染予防対策に努めた。 ○各種事業においては、集合形式、WEB配信、書面等の開催方法を取り、ニーズに応じた体験や情報提供を行った。 ○センター文化祭については、前年度に引き続き集合形式で開催し、多くの方にご来場いただき、視聴覚障がい者の活動や当センターの役割の理解と啓発を広く図ることができた。		新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、貸館業務や各種事業の制限も緩和され、利用者数も徐々に回復傾向にあるが、引き続き、サーマルカメラ及び館内手指消毒の活用や、感染予防対策を徹底し、利用者の安全を第一に考えた環境づくりに努めている。	評 価
			A

(2)施設の適正な維持管理のための取組み

指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
○職員による施設内外部の巡回点検のほか専門業者に委託し法定点検及び保守業務を実施し、設備の安全の確保、機能保持を行った。 ○県により外壁修繕工事が実施されたほか、非常用発電機修繕など防災管理に係る工事のほか、自動ドア修繕工事、EVピット内漏水修繕及びLED取替工事を実施した。 ○備品及び物品については、関係規程に基づき適切に管理を行った。		職員により施設内外部の巡回点検を実施するほか、専門業者へ点検や保守業務を委託実施し、仕様書に定める業務基準に沿った維持管理がなされている。 また植栽管理や清掃を実施し、美観に配慮した管理がされている。	評 価
			A

(3)利用者からの評価と、意見を反映させるための取組み

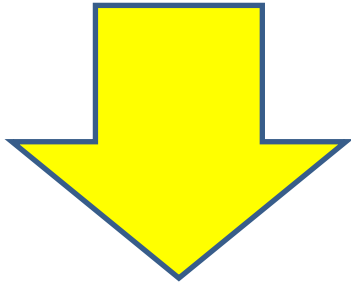
指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
○各種講習会の受講者や行事の参加者へアンケートを実施することで、課題やニーズを把握し、利用者サービスの向上や事業内容の充実を図った。 ○館内に意見箱を設置し、利用者の声をサービス向上に反映させた。 ○センターの円滑な運営・利用者サービス向上を図ることを目的とした運営連絡会を実施し、関係団体及び地域の方から意見をいただき、センター事業の充実と地域福祉ニーズの反映に努めた。		施設利用者からの意見等をもとにサービスの向上、ニーズの反映に努めている。	評 価
			A

(4)施設関連情報の発信のための取組み

指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
○情報発信にあたっては、施設案内パンフレット、センターだより等の作成、配布やホームページ等の広報媒体を活用し、媒体や内容に応じて視聴覚障がい者に配慮したうえで、広く県民に事業のPRを行った。		電子、映画、音声、紙など様々な媒体を活用し、視聴覚障がい者に配慮した情報発信に取り組んでいる。 また、センターだよりや事業の広報を県内の学校や関係機関など広く配布し、利用促進に努めている。	評 価
			A

【評価基準】

- S・・・仕様書等で示した基準以上の顕著な成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が特に認められるもの
- A・・・仕様書等で示した基準以上の成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が認められるもの
- B・・・仕様書等で示した基準と同程度の成果が挙げられているもの
- C・・・仕様書等で示した基準をおおむね満たしているが、一部工夫や改善を期待するもの



(5)指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

県施設所管課の総括	
新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、貸館業務や各種事業の制限も緩和され、利用者数も徐々に回復傾向にある。引き続き新型コロナウイルス感染症感染対策を徹底したうえで、工夫しながら事業継続に努めている。 視聴覚障がい者の社会参加の拠点として、ボランティアの学習や交流の場として、利用者のニーズの把握に努め、需要に迅速に対応しながら、様々なサービスを提供しており、障がい福祉の向上に寄与していると考える。 今後は、読書バリアフリー法に対応し、読書環境の整備に取り組むなど、社会情勢の変化等から生じる多様なニーズへ対応していく必要があり、他団体との連携を図り、サービスの向上に努めていただきたい。	